

第7回 国立市保育審議会

令和元年7月19日

【新開会長】 では定刻になりましたので、第7回、最後の審議会を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、残念ながら副会長の竹内委員と、福島委員がご欠席ということで、アラタン委員におかれましては8時ぐらいになりそうだということで、おくれてご出席予定です。

本日の議題の1点目は、パブリックコメント結果報告になります。事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】 パブリックコメントについてご説明させていただきます。

配付させていただきました、国立市保育審議会答申素案について、パブリックコメントを実施いたしました。閲覧場所につきましては、市ホームページと市役所情報公開コーナー、公共施設7カ所で実施いたしました。

期間につきましては、6月20日木曜日から7月10日水曜日まで実施いたしました。

結果といたしましては、市民の方からのご意見はございませんでした。

パブリックコメントについての報告は以上になります。

【新開会長】 皆様からご質問、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは2点目の、国立市保育審議会答申素案について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】 前回の第6回の審議会で答申素案を提示させていただきました。委員の皆様にご審議いただいたところです。そこでは、おおむねよしとのご意見が出されたかと思えます。

その後、会長、副会長様から2点ほど、ご意見をいただいた点がございましたので、そこを追加修正しました。また会長に「おわりに」のところをまとめていただきましたので、それを追加したものが、今回提出させていただいた答申素案になります。

修正箇所といたしましては大きく2点ございまして、竹内先生からは、3歳未満児と3歳以上児の額の比率が現行では一貫性がないということで、前後の階層間で平準にならない部分があるという指摘をいただきましたので、13ページの表を修正させていただきました。

あと会長から、算定階層区分の細分化について、一定の数式に基づく説明可能な数式にしたとの旨を加えてほしいというご意見がありましたので、そこを追加させていただきました。

以上でございます。

【新開会長】 事前に添付ファイルでお送りくださって、皆様のほうにも配信されていると思えますけれども、本日ここでごらんいただいて、いかがでしょうか。何かご意見とかご質問とか、ここを修正したほうがいいのかどうかあれば、ご自由に発言をいただきたいんですけども。

気になるところとか、ございませんでしょうか。

「おわりに」は、すみません、皆様にたくさんの分量の文言をいただいたんですけども、まとめるというのが意外と大変というか、ミックスさせるのが大変だったので、申しわけないんですけど箇条書きで、大体同じ分量になるように載せさせていただいたんですけど、いや、もっとこの辺を載せてほしかったとか、原文のまま載せちゃったので、ここの文言を修正したいということがあれば、

お申し出いただければ。あるいは、こういう形になるんだったらこの文言じゃなくて、もう一度ここを書き直したいということがありましたら、今から間に合いますよね、そこの修正は。

5名の委員の方々から、この振り返りコメントをいただいたんですけど、今からでももしつけ足したいということであれば、また送っていただけたらと思いますが。

江角委員から、順番に聞いていいですか。何かございますか。

【江角委員】 いえ、特にございません。

【新開会長】 小澤委員、大丈夫ですか。

【小澤委員】 はい、大丈夫です。

【池田委員】 これ、最初のところがまだ、カ月が抜けたままになっていますが。

【新開会長】 そうですね。1ページ目の、あ、1ページ目が2つある。目次の下の1は消したほうがいいですね。それで、「答申にあたって」のページの、何カ月にわたったんですか、これは。

【事務局】 諮問は8月末でしたので、12カ月ですか。そこは加えさせていただきます。

【新開会長】 はい。じゃ、ここは「12」という数字が入るそうです。

ほかには、池田委員、よろしかったですか。

中村委員、いかがでしょうか。

【中村委員】 大丈夫です。

【新開会長】 では、答申案はこちらのほうで出していただくということで、よろしくお願いいたします。

【事務局】 今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

今回了承いただきました答申に日付等追加したものを、今度、ご連絡させていただいたんですけども、来週の月曜日、22日に答申式を行うこととなります。会長にはご出席いただくことになっておるんですけども、他の委員の方でご都合のつく方も、ぜひご参加いただければと思います。席をご用意する関係もございますので、出席できる方、ちょっと教えていただけるとありがたいんですけども。

【新開会長】 22日月曜日の18時からでしたっけ。

【事務局】 はい。18時からです。

【新開会長】 いかがですか。

【新開会長】 皆様、欠席ということで。わかりました。竹内副会長は。

【事務局】 竹内先生もいらっしゃらないと。

【新開会長】 欠席。福島委員とアラタン委員もですかね。

【事務局】 特段連絡はいただいていないところです。

【新開会長】 わかりました。ちょっと寂しいですが。そういう式が、私が代表で。

【事務局】 よろしくお願ひします。

あと、今回のことにつきまして、説明会を3回、行う予定になっております。7月26日に北市民プラザ、7月27日に国立市役所、第3回は南市民プラザで7月31日、3回説明会を行わせていただきます。

また、この答申の内容に基づきまして、利用者負担額に関する条例の改正が必要になりますので、それにつきましては、第3回定例会で議案提出の予定となっております。9月議会です。

今後のスケジュール予定につきましては、以上でございます。

【新開会長】 はい。答申の今後のスケジュールについて、ご意見、ご質問はないでしょうか。

では議題の3番、幼児教育・保育無償化についてのご報告をお願いいたします。

【事務局】 これについては、私からご説明させていただきたいと思います。資料としてもう一つ、第7回審議会資料と書いたものがあつたと思いますので、こちらをごらんいただければと思います。

今回の審議会で保育料の議論をしていただいた中で、無償化というところも国の制度で同時に走っていたと。無償化のことを一緒に考えていくと複雑になり過ぎてしまうということ、また当時はあまり制度が固まっていなかったということで、いったんそれを横に置いて、これまでご審議を進めていただいております。ただ、当然保育料の話にはかかわってくるところでございますので、国の制度でございますので、国が言われたとおりといいますか、固まったとおりに私どもも沿ってやっていく必要があるものでございますが、皆様にはご報告をさせていただく必要があると思って、本日議題に挙げさせていただいた次第でございます。

お配りしたものは、既に市民の対象の皆様配ったチラシになってございます。どういう種別の保育園もしくは幼稚園を使っているかで、少しチラシの種類は異なっています。今日はその辺をご参考に見ていただきながら、概要をご説明したいと思います。

まず1枚目をめくっていただいて、認可保育所、認定こども園の2号認定を使っていらっしゃる方向けのチラシでございます。認可保育所、認定こども園の2号、3号認定を使う方については、3歳児から5歳児クラスの方は全て無償化ということで、利用者負担額が無償ということになります。先ほどの答申の中にも表をつくっていただきましたけれども、あの表の3歳以上児のところの欄が、端的に言えば全部ゼロになると、ご理解いただければと思います。

こちらの利用者負担額は市が決定するものになりますので、保護者の方の手続きは必要ないということでございます。その旨でご案内させていただきました。

無償化の細かい話なんですけど、3歳児クラスになりますので、満3歳になったから、2歳児クラスだけ無償化だねというわけではなくて、3歳児クラスからというのが認可保育所等に通う場合の期間となってきます。延長保育料とか行事費などは、これまでどおり保護者の負担となっております。

その下の2つ目の白い丸ですけれども、2歳までのお子さんについては、住民税非課税世帯のみ無償化されるという国の制度になりました。これも同様に保護者の手続きはございません。市のほうで決定通知を郵送する形になります。

ご質問が多かった多子世帯の負担軽減のところにつきましては、下に注釈をつけまして、例えば今、第2子扱いで半額になっている方であれば、その制度は変わりませんということをご案内しています。このところ、審議会の中で話した東京都の新しい政令については、まだ乗せ込んではいない状態で、国の制度が継続されるという形のご案内をさせていただいているところです。東京都の制度については、恐れ入ります、私どもの議会のほうで審議されて最終的に決定していくものなので、現時点では国の制度がそのまま引き続くという説明になっているところでございます。

裏面をごらんください。無償化ということで、皆さん、ゼロ円になるというご認識の方も多いかと思うんですが、給食費の部分についての支払いは残る形になります。

図を見ていただければと思いますが、「これまで」と書いてあるところですが、保護者の皆様には保育料という形でお支払いしていただいていたんですが、その内訳を見ると、実はおかず代、副食費が含まれている形になっていました。この副食費というものについては御飯代でございますので、実費に当たるところで、ここは国のほうでも無償化の対象外という形になりましたので、下の図を見て

いただきますと、点線で囲んだところは無償化になるけれども、副食費は残ります。ここについては、今までは市を経由して園に届く形になっていたんですが、直接園にお支払いいただくという形に制度が変わりますので、その旨のご案内をさせていただいた次第です。

この副食費が幾らになるかというところは、園ごとに計算をされて異なっているところがございますので、現時点ではこのようなご案内になっています。最終的に保護者の皆様には、各園からお知らせさせていただく形になろうかと思えます。

国のほうでは、一応目安額として4,500円ぐらいという形で示しが来ておりますので、その辺は園にも協力していただいておりますので、園のほうで今、計算をしながらどうするかということを検討している最中という状況でございます。

左下に小さい字で書いてあるんですけど、年収360万円未満世帯と、国制度において第3子扱いのお子さんについては、この部分も免除になるということでございますので、補足させていただきます。皆さんからはいただくんだけれども、年収360万円未満世帯と第3子のところの負担軽減は、国としても図っていくという趣旨でございます。

次のページにありますのが、上に大きく「「幼児教育の無償化」2019年10月からスタート」と書いたものでございます。こちらは、幼稚園といっても、施設型給付を受けている幼稚園の皆さんと、1号認定の認定こども園の皆様向けのチラシになっています。施設型給付の幼稚園といってもわかりにくいかもしれませんが、国立市内ではふたば幼稚園とつぼみ幼稚園が、施設型給付を受けている幼稚園に該当します。新制度のほうに移行した幼稚園というほうが、もしかしたらわかりやすいかもしれません。この2つの幼稚園、もしくは認定こども園で1号認定の、保育料、利用料は、市のほうで決定しておりますので、保育園と同様に自動的にといいますか、市の手続の中でゼロ円になるという形になってきます。これは最高で2万5,700円で段階的に決まってきておりまして、そこが無償になってくるということです。

保育園と同じく、別途かかってくる給食費とか通園送迎費といったものは、今までどおり実費で保護者にご負担いただくという形になってございます。

このチラシの右側に目を移していただきますと、預かり保育についての記載がございます。月額1万1,300円まで無償というふうに記載がありますけれども、幼稚園に通いながら、やはり共働き等をしていて、幼稚園の預かり保育というのを使っていらっしゃる方がいらっしゃいます。こういう方につきましては、保育園と同じ程度の額まで無償化されるということで、月額に換算すると1万1,300円までということになります。ただ、利用日数等は人によって大きく変わりますので、もう一つキャップがはまっています、450円掛ける利用日数ということで、この2つのキャップ、あとは実際にご自身が払った額と比べて、一番低い額について補助されるという形になります。

下のほうに利用料について、基本的には1号認定されているお子さん方になりますので、左側の保育料がゼロ円になるところだけの人は、特段手続きは必要ないというふうにご案内しています。

預かり保育を使っている方については、今までこの方々の保育の必要性については市で認定しておりませんので、その部分を認定する必要があるということ、その申請書の提出が必要でということなどは皆様にご案内をして、ちょうど今、園で回収していただいている最中でございます。

裏面は、保育の必要性がある、なし、もしくは預かり保育の利用のあり、なしで、どういうものが使えるのかということ、今、私が申し上げた内容を改めて説明するフローチャートの形でわかりやすくした図でございます。後ほどごらんいただければと思います。

次でございますが、ほとんど似たような形のチラシが出てくると思います。大きく「「幼児教育の無償化」2019年10月からスタート」と書いてあるものです。

こちらのチラシは、幼稚園の中でも新制度のほうに移行していない、東京都の私学助成で運営費を賄っている幼稚園に通っている保護者向けのチラシです。市内では、先ほど申し上げたつばみ幼稚園とふたば幼稚園以外の幼稚園になります。

こちらの幼稚園では、利用料は市で決定しているわけではなくて、園でそれぞれ決定して、皆さん一律に徴収している、所得に応じてではなくて、皆さん2万8,000円とか、そういう形で徴収しています。ですので、補助という形で月額2万5,700円までを無償にするという形で、利用料が対象になってきます。給食費や通園費は同じく対象外という形になります。

算定のイメージと書いてございますが、園の定める保育料が例えば2万4,000円であれば、上限2万5,700円の範囲内なので、実質の負担額はゼロになります。園の定める保育料が少し高めで2万8,000円であれば、その差額2,300円については、恐れ入りますが保護者の方に負担をしていただくという形になっています。

右側、預かり保育のところは、先ほどの施設型給付の幼稚園と同じ形になりまして、共働き世帯で働いていて預かり保育を使っている場合には、上限はありますけれども補助が出るということになっています。

この新制度に移行していない私学助成型の幼稚園に通っているお子さん方については、市のほうで認定作業みたいなものはしたことがございませんので、左側のみの方も、左側も右側も両方使う方も、認定申請書の提出が必要という形で、ご案内をしています。こちらも今、幼稚園で集めていただいている最中でして、7月末ぐらいに提出されるような流れになっています。

左下に丸っぽい囲みで少し補足をしたんですが、基本的に今申し上げたところというのは、国の補助と申しますか、幼児教育無償化制度のご説明です。東京都とか市によって、幼稚園の保護者負担軽減補助金であるとか、入園準備金などといった補助がこれまでもありました。それについては、同じようにある見込みではあるんですけれども、詳細がなかなか決まっていなかったところがありましたので、別途ご案内という形でこのチラシを配布した次第でございます。

裏面のフローチャートは、ほぼ同じものと思っております。

1点補足になりますが、フローチャートのちょうど真ん中ぐらいに、「幼稚園等で預かり保育を実施していない」という記載があるかと思いますが。国立市内の幼稚園は、どこもやっていたいているんですけども、市外の幼稚園に通っていると、預かり保育をやっていない園があったり、もしくは、やっているんですけども時間が短めだったり、夏休みはやっていないとか、そういった場合もあるかと思いますが。保護者の皆様の中には、そういう場合、その補填と申しますか穴埋めをするために、認可外保育施設に一時的にお子さんを預けたり、そういったケースもあるということで、ここに該当するような幼稚園の場合には認可外保育施設等、一時預かりも含めまして、そういった保育料についても対象として、補助するという趣旨でございます。そういうところで、なるべく漏れのないようにという形でされているということで、ご理解いただければと思います。

めくっていただいて、この資料の最後のページのご説明をさせていただければと思います。

【新開会長】 議題の3番、無償化の資料の、一番最後のページですね。

【事務局】 左上に「認可外保育施設を利用している方へ」というふうに書いてあるチラシを、ごらんいただければと思います。認可外保育施設を利用している方向けのチラシということで、配布を

したものです。

こちらの対象となる方につきましては、以下のAからCの全てを満たす方ということで、保護者の方の就労等で保育の必要性のあるお子さんであること、ほかと同じで3から5歳の方、もしくはゼロから2歳で住民税非課税世帯の方、認可外施設を使っている方であつ幼稚園、保育園といったその他の施設を使っていない方、ご利用できていない方が対象となってきます。端的に申し上げれば、一番多いのは待機児童の方々で、認可外保育施設を使っている方等が対象になってくるのかなというご理解をいただければと思います。

こちらについては、3から5歳の方は3万7,000円を上限に、ゼロから2歳の住民税非課税世帯の方は4万2,000円を上限に、保育料であつたり利用料が補助される形になります。これはほかの施設と同じく、通園バス代、給食費等の実費は無償化の対象外となっております。

少し幅が広いので、対象となる施設、事業を、下に一覧表でまとめました。市内の例を出してございますが、市外の施設に通っていらっしゃる方も対象になってきます。

まず一番多いのが認可外保育施設ということで、認証保育所と言われる施設もここに含まれてきます。国立市内は、今年からさくらこ保育園という認証保育所を認可化しましたので、今、認証保育所はないんですけれども、届け出をしている認可外保育施設としては、富士見台団地に風の子という施設がございます。ここに通っている方で、かつ保育の必要性がある方であれば、3万7,000円の上限で保育料の保育が受けられる形になります。

病児保育事業、国立市内でいうとつくしんぼという病児保育室を持っていますが、こちらも対象となってきます。ここで1点注意をしていただきたいというか、保護者の方からご質問をいただいたところでは、普通の認可保育園に通われていて、病児保育を使う方はたくさんいらっしゃると思うんですけれども、こちらについては対象になりません。あくまで認可保育園等で無償化がされていますので、そちらで使い切っているという表現がいいかわかりませんが、こちらは対象外という形になります。認可外保育施設に通っていて病児保育を使う方の場合には、上限3万7,000円の範囲内であれば、病児保育も対象になります。

その下の一時保育、こちらも同じ考え方で、市内でいうとあゆみ保育園と、国立ひまわり保育園、今度8月にオープンします、新しく北三丁目にできる保育園でございます。少し先走って書いたんですが、実は一時保育は、きたひだまり保育園で何名か受けていたんですが、今年は定員をたくさん受け入れていただいている関係で、一時的に受け入れを停止しています。ひまわり保育園が開園されると同時に、そちらのスペースを使って一時保育も動かすと。運営しているのが同じ法人ですので、この施設例のところには、ひまわり保育園と書かせていただきました。

4つ目は、略称ですがファミサポ事業の預かりを使った場合にも、対象になってきます。「預かりを利用した場合のみ」と書きましたけれども、送迎だけという使い方をされていると対象にならないんですが、送迎プラス預かりみたいな形であれば、対象になってまいります。預かりが入っているかどうかというところで、対象、非対象が分かれる形になります。

この裏面では、手続きのイメージも記載させていただきました。点線の上の部分ですが、保育の必要性の認定申請ということで、この人たちにつきましても、認定申請を改めて受付させていただいています。先ほど申し上げた待機児童の方であれば、既に一度申請をいただいていますので、これは不要になってくるんですけれども、そもそも諦めてしまってお申し込みをしていない方とか、去年と引き続き認証でという方の場合には、申請がない形になりますので、改めて申請をいただいて、今年の

要件を満たしているかという確認をする手続きになります。それが9月下旬ごろまでに、皆様へ決定通知を出させていただくと。

お金のほうの支払いは、幼稚園も同じ形になりますので、この表と一緒に説明できるかと思えますけれども、保護者の皆様と幼稚園との間、もしくは認可外保育施設との間で利用契約がなされると。利用料の支払いはいったん園のほうにさせていただき、園のほうで領収証等が発行される形になると思います。この領収証を添付した形で、④のところですが、市に私は幾ら保育園に払いましたので、無償化の補助金をくださいという形で請求をいただく。そうすると市のほうで確認させていただいて、上限3万7,000円の範囲内で施設等利用費のお支払いをさせていただく。後から返ってくるという形になろうかと思えます。

こういった形で支払いをさせていただくということになっています。

私、長々としゃべってしまったんですけども、このような形で施設の種別によって、やり方であるとか、金額であるとか変わってくるという、ちょっと複雑な制度ではありますが、この形で10月から全国一斉にスタートしていくことになっています。

わかりにくいところもあったと思いますので、この後ご質問を受け付けたいと思いますが、私からの説明は以上でございます。

【新開会長】 ありがとうございます。

今ご報告いただきましたが、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

アラタン委員、おくれてご参加ありがとうございます。議題の1番、2番は終わってしまったので、後でまたご意見があれば伺いますが、今の説明のところでは何かございましたら、お願いします。

池田委員、お願いします。

【池田委員】 前回の審議会のときに、都の支援の説明があったと思うんですけども、それはどこに説明されているかというのと、あと、その内容をもう一度確認したいんですけど。第1子が小学生以上である場合、第2子の保育料半額、第3子無料というふうになっているんですけど、すごい生々しいんですが、うちの場合、第1子が中学生、第2子が小学生、第3子が2歳半というふうになった場合、ここでいうと、保育園に入っている1人目というふうカウントするのか、それとも3人目というふう数えていいのか。

【事務局】 ご説明します。前回までの審議会で、都の制度ということで紹介した多子軽減事業については、このチラシには含まれていません。というのは、あくまで国の制度を説明するチラシであるということが1つと、都の制度についてはどうしても予算が絡む関係がありまして、私どものほうでは議会に提案して認められていくというプロセスを経る必要があります。その方向で答申もいただいていますので、その方向で今後、動いていくんですけども、現時点ではまだそのところは確定していないということで、全体への周知は難しいという判断の中から、チラシから除きました。

ただ、都の制度を無事に成立といいますか、実施することになったあかつきには、池田委員のおっしゃるように、上のお子さんが中学生であったとしても、実際のお子さんの人数で第1子、第2子、第3子とカウントされる形になります。国の制度は違いますが、保育園であれば保育園に通っているお子さんの中で一番高い子、次の子という数え方をするんですけども、都の制度が無事実施になった場合には、保育園に通っている子の中でというところは外れて、中学生でも、高校生でも第1子、第2子、第3子というふう数える形になります。

【池田委員】 ありがとうございます。

【事務局】 基本、補助金なんかをするときは、国なり東京都なりから要綱なり、そういうものが来るんですが、それに準じて市の要綱とか規則、条例に関連するところは改正していくということなので、まだその形を経っていないので、来れば、考え方としてはそこを当然活用していくんですけども、現状の中ではそこはまだおりてきていませんし、通過地点の前のもので、何の許可も出ていないものをここに書き込むことはできないという段階です。

【池田委員】 ありがとうございます。

すみません。食材費のところなんですけど。4,500円ぐらいというところは、上限ではないというふうになると、市内で5,000円とか6,000円というふうになるか、ならないかわからない状況ではあるんですけど、それも可能と。

【事務局】 今、4,500円ぐらいと申しあげましたのは、国のほうから全国一律に出された通知に4,500円を目安にという記載があったところなんです。今まで公定価格といって園にお支払いしていく、園の運営費になっていく部分の中で、国では4,500円で計算をしていたと。よって、それぐらいになるんじゃないかということで、目安にしてほしいという通知が出たところなんです。この通知に沿って各市、各園で考えていくという形になりますので、明確に4,500円を超えてはいけないという決まりが出ているわけではない。池田委員がおっしゃるとおり、園によって5,000円になる園もあるかもしれませんし、場合によっては4,000円という園があるかもしれません。それはそういう状況でございまして、今、市内の園に聞く限りではなかなか、まだ検討中というところで、先ほど申しあげた通知も7月半ばに出たばかりなので、検討している真っ最中かなというふうに思っています。

【池田委員】 やっぱり気になるのが納付方法のところなんですけど。個別で直接納付になるということは、各園に例えば口座、現金のやりとりは多分難しいのかなというふうにと考えると、園が全世帯の口座を管理してとか、市を経由してというのは考えていないということですよ。

【事務局】 それは考えていないのではなくて、できないんです。個別で。

【池田委員】 ああ、そう、言っていましたよね。

【事務局】 はい。そこは法制の担当の課長のほうにも確認しているんですが、基本的にはそれをやっちはいけないということなので。

【池田委員】 じゃあ、園が個別に、入園するときに。

【事務局】 はい。現在の延長保育の形と同じなのかな。

【事務局】 各園で検討中のところとは思いますが、延長保育ですと額もそんなに大きくないので、現金でやっている園もあるかなというふうには思います。

ただ、今回は額も大きくなるということで、各園で口座振替をするというような形の検討をし得るかなというふうには思います。

【池田委員】 それは公立保育園であっても、分けなきやいけないんですか。

【事務局】 公立保育園の場合には、設置者というか運営者は市になりますので、そこは保育・幼稚園係でやらせていただく形になろうと思っています。

【事務局】 いわゆる小学校の給食費と同じ。

【事務局】 そうですね。はい。

【事務局】 公立の分は我々が運営しているところなので、できます。ただ、私立の延長保育などは金額の設定も園によって違いますし、それは市を介してやっているわけではないので、考え方とし

てはそれと同じになるんですね。公金ではないので、我々がそれを預かってやるということとはできないんですね。

【池田委員】 単純に、事業者の心配をしたときに、それをする手続きとか、事務員さんの手配とかというのが大変だと思って。これは本当に、その事業者支援みたいなことを考えてもらわないと、厳しいなみたいに思ったのと。

その通知というか、もう10月から始まるというところで、案内はいつぐらい。

【事務局】 どなた宛ての。

【池田委員】 食材費に関して、決めてから。

【事務局】 保護者宛の案内ということですか。

【池田委員】 そうです、そうです。

【事務局】 それも基本的には各園でという形になってしまうとは思いますが。ただ、間違いないのは10月1日より前にお知らせしなければならないということにはなりますので、なるべく早くお伝えできるようにと思っています。本当に難しいところで、この辺の考え方は、私どもはこういうチラシで保護者の方にお知らせもしましたし、園のほうにも既に投げかけていますけれども、ほかの市ですと、まだ市のほうで情報を持っていて園となかなか相談できていない、決め切れていないというようなところもあります。なるべく早く保護者の方に情報をお届けできるように、国立市としても頑張っていきたいと思っています。

【池田委員】 何か市から、多分事業者さんが同じような温度で理解できているかどうかというのを考えるとき、市としても支援……。

【事務局】 その部分については、私立は園長会の中で継続した話を、もう2回、3回と続けてきているんですね。給食費の考え方もそうですけれども、徴収の方法、当然我々にはできないというお話もいただいて、我々もいろいろなところで、できないか模索をしたんですが、基本的はやはりだめだというお話も含めてやっていますし、金額設定のこと、保護者に通知をしていただく云々ということも、園長会の中ではやりとりをしています。

今、池田委員がおっしゃったように、当然温度差が出れば、そこは担当が直接その園と個別に補わなければいけないというふうに思っていますが、基本は園長会の中で皆さんに、一斉に発信をして、みんなで一緒に理解していきましょうねというやり方をとらせていただいているところです。

【事務局】 通知一本で、あとはよろしくという感じではないので、そこは園とも寄り添いながら、もちろん保護者の方の意見も聞きながらということは、心がけているつもりです。

【池田委員】 すごい急な話というか、時間が短い中でドバドバッと仕事がおりにきた印象があって。これを突然、園の中で話し合っというとわかれても、組織決定をする過程にしても、園が理解をしてというのもすごい残酷な話だなというふうに思っていて。結果的にそれがバタバタして困るのは、保護者だったり、利用している人たちが困るなというふうに考えたとき、その支援もぜひしていただきたいなというふうに思ったので、よろしくをお願いします。

【事務局】 わかりました。

【池田委員】 ありがとうございます。

【事務局】 いまだに、この間課長と係長で国の説明会に行ったんですけど、4時間ぐらいずっと、いまだに質問が自治体が国のほうに、ダーッと続いている状況で、普通10月から始まるとなると、ある程度固まっている状況なんですけれども、いまだに国が固まっていない部分もあるので、結局各自

治体も困ってしまうと。

前、東京都の説明会に行ったとき、県の人にも来たりしてましたね。やっぱり情報が入ってこない
ので、東京都が一番早いからというので。

だから各自治体、先ほど赤尾が言ったように、いまだにまだ園のほうと給食費のやりとりがはっきり
していない自治体さんもあるみたいですし、ただ、皆さん、副食費は取りますよ、主食費はこれま
でどおり運営費の中でやっていきますというのが大半ですね。2市、両方とも市が払ってあげるとい
うところも。区部に近いほうですね。区に負けてしまうところもありますので、そうなるとともに
土台のお財布の大きさが違うので、我々もかなり苦慮している中で、手探りで。

【新開会長】 口座の届け出とかも、多分すごく短い期間で、保護者は届け出をしてという。それ
をまた銀行とかに上げて、処理をするとかいうのを考えると、何か、ご愁傷様ですというか。

【事務局】 6月の議会で補正を出ささせていただきまして、うちも嘱託員を2人、新たに獲得させ
ていただいています。今の布陣の中ではとても、園もそうですが、我々も無償化のほうの事務を全部
やっていかなきゃいけないのに、とても手が回りませんので、2人要求させていただいて、あとシス
テムですとか、パソコンですとか、そういうのも含めて一応準備を進めて、嘱託員の採用面接も今、
並行して実施していると。8月から採用して、ガンと進めていかないと、かなり間に合わない状況で
はあります。

【事務局】 給食費の徴収については、各園で困難な場合が出てきたりとか、そういったことが出
た場合には、当然市のほうも支援をして、園と一緒に相談しながらやっていくとか、そういったこと
も考えております。なるべく園のほうにも支援を、市のほうでもしていきたいとは考えております。

【新開会長】 今日、福島委員がお休みなので、私立保育園としてのご意見がちょっと伺えないん
ですけど。幼稚園さんはもう既に、集金のシステムというのは。

【小澤委員】 いや、決定的には決まっていりませんが。やはりお預かり保育に関しては綿密にや
っていかないと、やはり補助金をいただくという形になるので、どういうふうにしようかというこ
とで、パソコンのほうにどんなものを入れていったらいいのか、わからないような状態で。やはり手探
り状態ですね。

【新開会長】 みんな大変ですよ。

ほかには何か、よろしいでしょうか。

私から1点質問なんですけど、国の無償化の補助についてが基本で、市のほうはまだ決まっていな
いという、市のほうはもう決まったと考えて……。

【事務局】 いえ、市の幼稚園の上乗せ補助とか、そういったこともまだ決定できていないです。

【新開会長】 国立市独自のというところは、例えば幼稚園等の上限額が2万5,700円とか、
そういうところは国立市の決定した額であるということですか。

【事務局】 いえ、そこも国の決定額ですね。

【新開会長】 市の検討する、基本的な利用負担額ではなくて、これは国の金額なんですね。

【事務局】 はい。

【新開会長】 わかりました。

あと、認可外保育施設は、無償化の基本的な考え方は幼児教育を無償化にするということで、多分
日本全国の3歳から5歳の幼児教育を無償化したいということだと思ったんですけど、それでも保護
者の就労とか保育の必要性が問われるようなイメージに、最後のページは見えただすけれども。こ

れも国の基準ですか。

【事務局】 国の基準です。国の考え方、大前提の話になりますが、幼児教育・保育の無償化をしようとしたとき、対象となる施設は、法律とか法令等で一定の質の担保ができていない施設に限るとというのが、当初の始まりだったところなんです。ということで、基本的には認可保育園、認定こども園、認可されている幼稚園、それは私学助成も含めてですけども、ということに限定をしようという形で、初めは動いていたと。

ただ、そこに入りたくても入れない、要は待機児童のような方がいらっしゃる場合、そこについては配慮をしなければならないということで、この認可外保育施設を利用している方へという部分が、後から追加されたような形とさせていただければと思います。そういった経緯もあるところで、この認可外保育施設を利用している方については、就労であるとか、保育の必要性の認定がある方に限るという形になったということでございます。

【新開会長】 わかりました。

よろしいですか、皆さんのほうからは。

では、その他、何かございますでしょうか。それと、報告事項もないですね。

では、アラタン委員、ごめんなさい。添付ファイルで答申の素案をお送りさせていただいたと思うんですけど、何かご意見とか、修正箇所は特にないですか。

ありがとうございます。

パブリックコメントは来なかったということでした。0件だったということでした。

では、これで全7回、12カ月にわたる審議会を終了させていただきます。皆さん、ご協力本当にありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。